



許可番号第 6610037595 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市大正区三軒家東二丁目9番10号

氏 名 大和紙料株式会社

代表取締役 矢倉 得正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎

許可の年月日 令和3年7月12日

許可の有効年月日 令和8年4月30日



### 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

- |          |             |           |
|----------|-------------|-----------|
| 1. 汚泥    | 5. 廃プラスチック類 | 9. ゴムくず   |
| 2. 廃油    | 6. 紙くず      | 10. 金属くず  |
| 3. 廃酸    | 7. 木くず      | 11. ガラスくず |
| 4. 廃アルカリ | 8. 繊維くず     | 12. がれき類  |

水銀含有ばいじん等を除く、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む  
ただし、積替え・保管を行うものについては石綿含有産業廃棄物を除く

以上12種類

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地：大阪府大阪市大正区三軒家東2丁目9番10号

(2) 面積：119m<sup>2</sup>

(3) 保管上限：68m<sup>3</sup>

(4) 積み上げ高さ：3.6m

(5) 産業廃棄物の種類：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く、水銀使用製品産業廃棄物を含む）

### 3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年4月6日 当初許可

令和3年7月12日 許可更新

令和4年4月27日 変更届出（代表者の変更）

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有